

学士課程GPA制度に関する要項

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 26 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 2 月 12 日改正

令和 2 年 2 月 12 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

学長裁定

(目的)

第 1 条 この要項は、一橋大学（以下「本学」という。）学士課程における GPA (Grade Point Average) 制度の運用について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において、GPA とは、個々の学生の学習到達度をはかる指標となる数値で、5 段階成績評価による科目の成績を点数化 (A+=4.3、A=4、B=3、C=2、F [不合格]=0) したうえで、履修した科目 1 単位あたりの成績平均点を求めたものをいう。

2 GPA 対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。

- 一 5 段階評価を行わない科目
- 二 教職関連科目で、卒業要件に算入しない科目
- 三 別表 1 に定める GPA への算入が適当でない認められる科目

(成績評価及び GP)

第 3 条 成績評価及び GP (Grade Point) は、次のとおりとする。

評価 (Grade)	GP
A+ (到達目標を達成し、極めて優れている Outstanding)	4.3
A (到達目標を達成し、特に優れている Excellent)	4.0
B (到達目標を達成し、優れている Good)	3.0
C (到達目標を達成し、合格水準に達している Satisfactory)	2.0
F (到達目標を達成していない。不合格 Non-Completion)	0.0

2 前項の規定にかかわらず、4.0 を上限とする GP に換算する場合は、次のとおりとする。

評価 (Grade)	GP
A+ (到達目標を達成し、極めて優れている Outstanding)	4.0
A (到達目標を達成し、特に優れている Excellent)	
B (到達目標を達成し、優れている Good)	3.0
C (到達目標を達成し、合格水準に達している Satisfactory)	2.0
F (到達目標を達成していない。不合格 Non-Completion)	0.0

(GPA の種類及び計算方法)

第 4 条 GPA は、当該学期に履修した第 2 条第 2 項に定める GPA 対象授業科目について、「春学期及び夏学期の GPA」、秋学期及び冬

学期のGPA」、「当該年度の GPA」及び「累積 GPA」に区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記するものとする。なお、以下の計算式における総履修登録単位数とは、GPA対象科目の総履修登録単位数である。ただし、「－」（不受験）となった科目の単位は含まない。

(*) GPA の計算式

春学期及び夏学期の GPA =

$$\frac{(4.3 \times A^+ \text{取得単位数} + 4 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{春学期及び夏学期の総履修登録単位数}}$$

秋学期及び冬学期の GPA =

$$\frac{(4.3 \times A^+ \text{取得単位数} + 4 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{秋学期及び冬学期の総履修登録単位数}}$$

当該年度の GPA =

$$\frac{(4.3 \times A^+ \text{取得単位数} + 4 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{当該年度の総履修登録単位数}}$$

累積GPA =

$$\frac{(4.3 \times A^+ \text{取得単位数} + 4 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

(GPA 計算期日)

第5条 GPA の計算は、所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

(上書き再履修)

第6条 一橋大学学部履修規則第9条の2第2項に定める上書き再履修できる科目は、第2条第2項に定める GPA 対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、成績評価が「F」であった場合にのみ上書き再履修可能とする授業科目については、別表2 のとおりとし、上書き再履修を認めない授業間科目については、別表3 のとおりとする。

3 上書き再履修した科目の単位は、GPA 計算式上の総履修登録単位数に加算しない。

4 上書き再履修登録した科目の単位は、上書き再履修登録した年度の一橋大学学部履修規則第11条に定める履修登録の限度を超えて履修登録できない。

(成績証明書への記載)

第7条 「累積 GPA」を成績証明書に記載する。なお、成績証明書には不合格科目を含むこととする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPA 制度の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日以降に本学学士課程に入学する者から適用し、平成22年3月31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び在籍者の属する年次に編入学又は再入学する者については適用しないものとする。

附 則

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に本学学士課程に入学した者で、平成29年4月1日以降に何らかの単位を修得していない者については、改正後の規定にかかわらず、改正前の学士課程 GPA 制度に関する要項第6条ただし書きの卒業要件の規定（累積 GPA1.80 以上）を適用する。

3 平成28年度以前に履修した授業科目の成績評価方法等については、改正後の学士課程 GPA 制度に関する要項第2条から第4条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成 28 年度以前に本学学士課程に入学した者の累積 GPA の計算式については、改正後の学士課程 GPA 制度に関する要項第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

累積GPA =

$$(4.3 \times A^+ \text{取得単位数} + 4 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})$$

総履修登録単位数

附 則

この要項は、平成 29 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

GPA 制度に関する要項別表 1 (第 2 条第 2 項)

→ GPA への算入が適当でない認められた科目

区分	授業科目
全学共通教育科目	科目区分：キャリア科目
商学部	経営組織特論、経営戦略特論、財務管理特論、企業システム特論、イノベーション経営特論、イノベーション経済特論、マーケティング・リサーチ特論、マーケティング特論、財務会計特論、企業金融特論、資産価格特論、ビジネス・エコノミクス特論、特別講義（デザイン・リサーチ）、特別講義（情報技術経営のフロンティア）、商学部・経営管理研究科「学部・修士 5 年一貫教育プログラム」授業履修資格者専用科目
経済学部	基礎ゼミナール A、基礎ゼミナール B、Introductory Seminar A、Introductory Seminar B、経済学部 400 番台科目
法学部	外国法原典講読、損害保険の法と実務、信託法、Introduction to Japanese Law、Comparative Law、Contemporary Issues in Anglo-American Law、私法とグローバリゼーション、法律家と現代社会、特別講義（基礎法）・（公法）・（国際法）・（民事法）・（企業法経済法）・（刑事法）・（グローバル・ネットワーク論）、法学部・法学研究科「学部・大学院 5 年一貫教育プログラム（国際関係論・国際関係史）」授業履修資格者専用科目、法科大学院先行履修科目
社会学部	社会研究入門ゼミナール、Introductory Seminar to Social Research in English、発信英語力 A (Discussion & Presentation 1) ・ D (Academic Writing 1)、社会学部・社会学研究科「学部・大学院修士課程 5 年一貫教育プログラム」授業履修資格者専用科目

GPA 制度に関する要項 別表2（第6条第2項）

→成績評価が「F」であった場合にのみ上書き再履修可能とする授業科目

区分		授業科目
全学共通教育科目	外国語	PACE I、PACE II、英語コミュニケーションスキル、 外国語初級、日本語 I、日本語 II、EDGE(Academic Listening and Note Taking・中級)A・B、EDGE(Academic Writing・中級)A・B、EDGE(Autonomous Language Learning: Lis/Sp)、EDGE(Autonomous Language Learning: Re/Wr)、EDGE(Business Meetings・中級)A・B、EDGE(Business Presentations・中級)、EDGE(Critical Thinking with TED・初級)A・B、EDGE(Cross-cultural Speech Acts・中級)A・B、EDGE(Cultural Awareness・中級)、EDGE(Current Issues in the Media・中級)、EDGE(Discussion Lab・初級)A・B、EDGE(Email Writing・中級)、EDGE(English for Negotiations・中級)、EDGE(English for Sales & Purchasing・初級)、EDGE(Mastering Speaking・中級)A・B、EDGE(Presentation Lab・初級)、EDGE(Reading and Vocabulary・中級)A・B、EDGE(Skills for the TOEIC)、EDGE(Social Issues・中級)A・B・C、EDGE(Speaking for Everyday Situations・初級)A・B、EDGE(Speaking for Everyday Situations・中級)C・D、EDGE(Working Across Cultures・初級)、EDGE for SSP I・II・III・IV
	数理・情報	情報リテラシー、プログラミング基礎、AI入門
	運動文化	スポーツ方法（春夏）I、スポーツ方法（秋冬）I、スポーツ演習、 スポーツ方法（バスケットボール）II A・B・C・D、 スポーツ方法（古武術）II A・B・C・D・E・F・G・H、 スポーツ方法（ヨガ）II A・B・C・D・E・F・G・H、 スポーツ方法（テニス）II A・B・C・D、 スポーツ方法（フットサル）II A・B・C・D、 スポーツ方法（フライングディスク）II A・B・C・D、 スポーツ方法（ラクロス）II A・B・C・D、 スポーツ方法（バドミントン）II A・B・C・D、 スポーツ方法（東洋の身体技法）II A・B・C・D・E・F・G・H
商学部	学部導入科目	導入ゼミナール I・II、前期ゼミナール（英書講読）I・II、
	学部基礎科目	Shibusawa Scholar Seminar I・II、データ・統計基礎、プログラミング実践、情報科学基礎、2年次ワークショップ
	学部発展科目	3年次ワークショップ I・II、4年次ワークショップ

GPA 制度に関する要項 別表3（第6条第2項）

→GPA対象科目であるが、上書き再履修を認めない科目

区分		授業科目
全学共通教育科目	外国語	ドイツ語中級（短期海外語学研修準備）、ドイツ語短期海外語学研修、ドイツ語短期語学研修・オンライン
	異文化交流	異文化交流研修（〇〇）